

光ファイバの整備促進等について

総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課

- 通信契約の有無に関わらずCATV加入者に無線局を配布し、平時は加入者しか使用できないが非常時には加入の有無に限らず開放する仕組みを構築
- 自治体との協力により観光用や公共用Wi-Fiを整備
- ビニールハウスでのデータ収集用無線局の開設（スマート農業）
- 地域活性化を担う事業者と行政が連携して観光ツアーなどの取組を実施
- 無線LANを活用した観光体験や移住定住の促進イベントの開催
- その他、想定される事例

①通信分野（5G／ローカル5G）

5Gでは、4Gを発展させた「超高速」だけでなく、遠隔地でもロボットなどの操作をスムーズに行うことができる「超低遅延」、多数の機器が同時にネットワークにつながる「多数同時接続」などの特長を持つ通信が可能となる。トラクターの自動運転、AIを利用した画像解析による製品の検査、建設機械の遠隔制御など、様々な地域・分野において、5Gを活用した具体的な取組が進められている。

また、ローカル5Gでは、地域や産業の個別ニーズに応じて、地域の企業や地方自治体などの様々な主体が自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステムであり、多様な分野、利用形態、利用環境で活用されている。

②農業分野

各種センサー情報を活用した生育管理やAIを活用した収穫ロボット、ドローンによる農薬散布など、ICTを活用したスマート農業が進展している。

③教育分野

GIGAスクール構想に基づき、全国ほぼ全ての小・中学校において1人1台端末及び校内通信ネットワーク環境が整っており、授業でのパソコン又はタブレット端末の利用が浸透している。

④医療分野

救急車の中などからクラウドサーバに心電図のデータを送信することで病院到着前に病院で心電図を閲覧することや、テレビ電話やコミュニケーションアプリなどを活用して医師などの診断や服薬指導を受けることなどが可能となっている。

⑤防災・減災分野

センサーやドローンを活用した遠隔地からの現地の被害状況の確認や、スマートフォンで取得したGPSの位置情報などを活用した被災時における住民行動の把握などの取組が行われている。

無線システム普及支援事業(高度無線環境整備推進事業)

(電波法第103条の2第4項第10号に規定する事務)

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合や、地方公共団体が所有する光ファイバ設備について民間移行とともに高度化を伴う更新を実施する場合などに、その費用の一部を補助する。
- また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

- ア 事業主体:** 直接補助事業者:自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者:民間事業者
- イ 対象地域:** 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)
- ウ 補助対象:** 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等
- エ 計画年度:** 令和元年度～
- オ 負担割合:** (自治体の場合)

令和6年度補正予算額: 19.3億円
 令和7年度予算額(案):
 情報通信インフラ整備加速化パッケージの内数 39.9億円

【離島】*

国(※1)(※3) 4/5	自治体 1/5
------------------	------------

* 光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2(令和7年度まで)

【その他の条件不利地域】

国(※1)(※2)(※3) 1/2	自治体 1/2
----------------------	------------

- (※1) 地中化を伴う新規整備の場合、分子に0.5上乘せ【現行上乘せなし(拡充)】
- (※2) 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3
- (※3) 民設移行を前提とした高度化を伴う更新を行う場合3/4(離島)、1/2(その他条件不利地域)【補助メニューの追加】

(第3セクター・民間事業者の場合)

【離島】

国(※1)(※4)(※5) 4/5	3セク・民間 1/5
----------------------	---------------

【その他の条件不利地域】

国(※1)(※6) 3/4【1/3から拡充】	3セク・民間 1/4
---------------------------	---------------

- (※4) 海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、3/4【現行2/3(拡充)】
- (※5) 高度化を伴う更新を行う場合、3/4、2/3(海底ケーブルの敷設を伴わない場合)【現行1/2(離島)、1/3(その他の条件不利地域)(拡充)】
- (※6) 高度化を伴う更新の場合、2/3【現行1/3(拡充)】

イメージ図

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ(伝送路)



- 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。
- 本事業における災害復旧事業の事業主体に、電気通信事業者を追加。【拡充】

○ 新設・高度化ともに、補助率を以下の通り拡充。

対象地域	態 様	事業主体	補助率 【現行】	補助率 【かさ上げ後】
離島	新設	自治体	4/5	同左
		第3セクター・民間 ※海底ケーブルを伴う場合	4/5	同左
		第3セクター・民間 ※海底ケーブルを伴わない場合	2/3	3/4
	高度化	自治体	—	3/4
		第3セクター・民間 ※海底ケーブルを伴う場合	1/2	3/4
		第3セクター・民間 ※海底ケーブルを伴わない場合	1/2	2/3
その他 条件不利地域	新設	自治体	1/2	同左
		第3セクター・民間	1/3	3/4
	高度化	自治体	—	1/2
		第3セクター・民間	1/3	2/3

○ 地中化を伴う新設を実施する場合、補助率の分子に0.5を上乗せする。

※ 単独地中化の場合は一定の条件あり。

○ 地方自治体が民間移行を見据えて公設の光ファイバ等の高度化を行う場合を補助対象に追加。

○ 災害復旧事業の補助対象に、通信事業者を追加。

- 既に自治体が光ファイバを整備した地域においては、人口減少等が進展する中で、自治体の費用負担や人員不足等の問題から、老朽化に対応した設備更改やサービス提供の継続が困難となる事態が懸念されるため、公設設備の民設移行を図る必要。
- そのため総務省では、成功事例の横展開を図り公設光ファイバの民間移行を一層促進するため、これまで民間移行を実施した自治体の事例集を作成し、総務省HPに公開した。(掲載自治体数:19自治体 掲載日:2024年10月31日)

参考事例

12 岐阜県飛騨市

通信

飛騨市
→中部テレコミュニケーション

放送

飛騨市
→中部テレコミュニケーション

地域イントラ

飛騨市
→中部テレコミュニケーション

1. 基本情報

人口：22,106（2024年1月）

条件不利地域：過疎地、特定農山村、豪雪

提供可能世帯数：約2,200（移行時点）

移行時期：2022年4月

民設移行の理由：設備の更新費用、維持費用、
管理に係る人的な業務負担等

事業者との協議期間：2年3ヶ月

岐阜県飛騨市役所総務部総務課

0577-73-7462

jyoho@city.hida.lg.jp

2. 移行に向けた協議における課題と解決方法

【ポイント】

- ・市が求めるサービスの条件に合致する譲渡先事業者をプロポーザルで選定
- ・関係各所に事前相談を実施することで、可能な限り手続きに係る時間を短縮

・テレビのみのプランの維持、ラジオ放送の有無を考慮し譲渡先事業者を検討する必要があった。



- ・ケーブルテレビ事業の方向性について、将来的に民間移行を見据え方向を模索するという長期計画を策定し、これに基づいて時間をかけて地元内外の事業者と協議を実施した。
- ・その上で、市が要望する基本事項で合意可能な譲渡先事業者をプロポーザルで選定。追加事項等は連携協定締結後の月2～3回程度の協議の中で調整した。
- ・テレビのみのプランは新設したが、住民説明も実施の上でラジオ放送は廃止した。

- ・平成16年の市町村合併前の書類が残っていない場合も多く、財産の譲渡の書類作成が難航した。
- ・国土交通省や県の道路占用や、電力会社や通信会社に対する伝送路の共架や添架関係の処理などの手続きに時間を要した。



- ・補助金により整備した資産の譲渡については事前に総務省や農林水産省に相談し、スムーズに進められるようにした。
- ・手続きが漏れていたものについても、発覚次第定例会議で共有し、早期に対策を行うことにより対応した。

- 公設光ファイバの民間移行には多くの手続きを伴い、中でも④と⑦に長期間を要し民間移行の支障となっている場合がある。
- 公設光ファイバを所有する地方公共団体は、例えば以下の取組の実施により円滑に民間移行を実施できるよう準備することが重要と考えられる。
 - ・将来的に民間移行を実施する場合に備えて資産の現況の把握を適切に実施する
 - ・市町村が道路管理者となる場合に、譲渡した電柱に係る譲渡先事業者からの道路占用許可申請に対し迅速に対応できるよう、予め庁内で情報共有を行う

【必要となる手続きと要した月数の一例】

必要となる手続き	要した月数の例 ※全体で18ヶ月の場合
①地方公共団体と事業者間で基本条件の協議・確認	0.5ヶ月
②守秘義務協定の締結	0.5ヶ月
③事業者への情報提供、事業者における採算性判断	1ヶ月
④譲渡条件の提示・協議等（移行対象設備の数量把握・現況調査等）	4ヶ月
⑤議会審議（移行に係る費用の予算措置）	1ヶ月
⑥地方公共団体と事業者の間で覚書締結	0.5ヶ月
⑦第三者交渉（電柱等の占用許可に係る国、県、地権者等との協議）	5ヶ月
⑧譲渡条件協議（最終条件や費用等について調整）	2ヶ月
⑨議会審議（最終条件の合意）	1.5ヶ月
⑩譲渡設備の仮契約締結	0.5ヶ月
⑪財産処分手続	1ヶ月
⑫設備譲渡契約の締結	0.5ヶ月